

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

本市では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に則り、今後において国保税の段階的な変更を検討していく上では、被保険者の所得層や世帯構成を踏まえて、被保険者の負担を考慮していく考えです。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの保険税均等割負担ですが、均等割は軽減適用が拡充してきているとともに、本市の場合、現在の4方式課税において平等割があることにより、2方式課税で均等割が賦課される場合に比べて、結果として均等割負担が薄まっていると考えられます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

市の財政状況は依然厳しい状況が続いております。そして国は、法定外繰入を国保加入者以外の方の負担増につながることから慎重に判断していく必要があると指摘するとともに、「埼玉県国民健康保険運営方針」では、いわゆる法定外繰入は解消すべき赤字と定められております。本市では、被保険者負担を考慮し、基金の活用も含めた適切な保険税負担を検討してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

本市では、納税催告書や、市の広報やホームページを通じて納税相談についてお知らせするとともに、自主納付の呼び掛けや分割納付の相談等をご案内しております。また、平成28年度課税分からは、低所得者世帯を対象とした均等割・平等割の6割・4割の軽減割合を7割・5割・2割軽減へと拡充し、更に軽減判定基準も拡大させています。また、倒産・解雇等の理由で職を失った方を対象とした国保税軽減制度につ

いては、ホームページで周知しているところです。

- ② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険制度は、相互扶助の理念により成り立っておりますが、滞納しがちな低所得世帯の場合、各々の生活実態を踏まえて随時相談を受け、解決策を見出してまいりたいと考えております。

近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

- (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納世帯に対しましては、納税相談を通じて個々の事情を勘案した対応を行うとともに、生活の支援が必要と思われる方には社会福祉担当課の生活相談をご案内し支援に繋げるなど、関係各課で連携して対応を行ってまいります。

滞納の有無に関わらず、生活が困窮されている方につきましては、関係各課と連携し、必要な制度を利用しつつ、自立へ向けての支援を実施しております。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

納付期限経過後に、督促状、文書催告書、電話催告により納税相談にて適切に対応し、自主納付の呼びかけに努めております。

一方、これらの呼びかけにも応じていただけない場合には、納付資力を判断する必要があるため法に基づき財産調査を進め、財産状態や収入、支出等の実態に基づき、

生活困窮が確認でき長期的にも生活環境の改善が見込めない場合は、執行停止を検討することになります。

執行停止が実施されれば、徴収緩和ということになります。

また、差押可能財産が発見できた場合には、税の公平な負担の観点から、やむを得ず差押等滞納処分を実施しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、適切に対応してまいります。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、適切に対応してまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

当市においては、現在のところ資格証明書の発行は行っておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

当市では、医療関係者、公益を代表する者のほか、被保険者の方についても市民の方からの推薦により委員として委嘱しております。

公募につきましては、実施している自治体を参考に検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

当市の国保運営協議会では、公聴会は行っておりません。

審議の中で市民の意見が反映されるよう、他市の状況を踏まえながら検討してまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

厳しい財政事情と受益者負担の観点から、特定健康診査の自己負担額は、通常1,000円をご負担いただき、世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の場合は無料とさせていただきます。また、特定健診受診者で生活習慣病のリスクが一定以上ある方には、特定保健指導を無料で実施しております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

特定健診の実施期間の延長や健診項目の内容改善につきましては、特定健診にご協力いただいております羽生市医師会様のご意見も伺いながら、検討していくことが必要であると考えております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

「生涯を 笑顔で 楽しく 健康に！」を基本理念として、策定した羽生市健康づくり計画は、平成29年度より第2期を迎えました。本年はその中間年として、本計画に包含した「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」の3つの計画に位置付けられた事業について、進捗確認しつつ、引き続き市民と関係団体、行政等が一体となり総合的に推進してまいります。保健師については、適正に配置してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の管理については、留意してまいりたいと思います。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

当市においては、現在のところ資格証明書及び短期保険証の発行は行っておりません。低所得者や滞納世帯に対する窓口相談を行う機会を随時設け、保険証を発行しております。相談の際に、必要に応じて被保険者を含む世帯員の状況把握を行っております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康相談等につきましては、広報や各種検診のご案内に同封し市民の方へお知らせしているところです。健康に関するリーフレット提供につきましては、75歳年齢到達者に対し、自主的な健康づくりの普及啓発を目的としたリーフレットを被保険者証

に同封しております。保養所宿泊の助成につきましては、保険料を滞りなく納付している方を対象に、年度内2泊を限度として、1泊3,000円の助成を実施しております。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

健康診査につきましては無料で受診していただいております。

人間ドックおよび脳ドックにつきましては、保険料を滞りなく納付している方を対象に、年度内どちらか一方で20,000円を限度に助成を行っております。人間ドック等は検査料が高額であることから、市の財政面と受益者負担を考慮しながら、今後も助成事業として進めていきたいと考えております。

がん検診の自己負担につきましては、まず、国の施策であるがん検診推進事業（特定年齢の方に対する乳がん検診及び子宮頸がん検診）に関しては無料で実施しております。

また、それ以外のがん検診では、本市健康診査等実施要綱を定め、それぞれ自己負担金を徴収しております。なお、70歳以上の方、生活保護受給世帯の方、中国残留邦人等支援受給者の方、市民税非課税世帯の方については無料で実施しております。

歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業として、75歳（前年度75歳を迎えた方）の方を対象とした無料の健診を実施しております。市の事業といたしましても、77歳以上で口腔機能に不安を持つ方を対象に、無料の歯科健診を実施しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

平成30年度における地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費の歳出にかかる決算見込み額は、第7期計画の事業費見込み額に対し執行率89.1%となり、おおむね計画通りに推移しております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

サービスの担い手養成については、国が類型を示しております、生活支援サービス

にかかる講習についての情報収集を行っており、現在のところ、養成には至っておりません。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

総合事業の現行相当サービスについては、引き続きサービスの確保に努めてまいります。有資格者による介護予防・生活支援サービスの単価については、近隣自治体との歩調を合わせながら対応してまいります。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

在宅生活を支援する対策については、本市社会福祉協議会に事務局を置いている生活支援有償ボランティアを中心に、充実強化を図り、互助の取り組みを推進しています。また、各集会所での開催を目指していきいき百歳体操の啓発をしているところですが、体操だけでなくサロンの機能を兼ねて運営できるように考えています。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症カフェの実施事業所の増加により、当事者や家族の集える機会が増えてきております。今後認知症の当事者や家族の方などに活用いただけるように周知していきたいと考えています。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

課題については、定期巡回型サービスを提供可能な人材の確保と、サービスについ

での理解が進んでいないことによるサービス利用の伸び悩みと考えております。課題克服にあたっては、定期巡回型サービスの有用性について周知を進めてまいりたいと考えております。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者に対する独自支援は行っておりません。処遇改善については、近隣自治体との歩調を合わせながら対応してまいります。労働環境の具体的相談援助については、関係機関と連携しながら対応してまいります。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護職種の技能実習制度については、近隣自治体との歩調を合わせながら慎重に対応してまいります。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

ハラスメント防止策については、関係機関から提供を受けた資料・パンフレット等を事業所等に周知し、相談等に対応しております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

- (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームなどの増設については、平成30年5月より市内に広域型特別養護老人ホーム1施設100床が開所されたところです。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

低所得者対策にかかる国への要望については、近隣自治体との歩調を合わせながら対応してまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

要介護1・2の方の特養入所判断については、介護度による一律の拒否を行わないよう、適切に指導を行ってまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

交付決定額は8,400,000円でした。使途については既存の地域支援事業へと充てられました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

見込み額は前年同様の8,400,000円としております。使途については既存の地域支援事業へと充てる方針です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

評価指標の評点にとらわれることなく、適切に事業を進めてまいりたいと考えております。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入

などにより引き下げてください。

【回答】

保険料の上昇を可能な限り抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩して対応してまいりたいと考えております。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

当市では、介護保険条例において災害の被災や生計中心者の収入減を対象とした、介護保険料の減免制度を用意しております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

未納者等に対しては、一律の滞納処分ではなく、個別の状況に応じた相談を進めております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期計画では基本理念として「いつまでも元気に自分らしく暮らし 支え合うまち 羽生」を掲げております。第7期計画期間の初年度である平成30年度の給付費総額は38億3,169万円であり、計画に対し98.7%の執行となりました。平成29年度の給付費総額は37億1,056万円であり、増加しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

当市では、低所得者の経済的負担の軽減を目的とした、介護サービスに係る利用者負担の一部助成を行っております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。

い。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成 30 年度の高齢者虐待相談件数は、11 件です。虐待を把握した時には、関係者からの必要な情報収集と高齢者の安全確認を行うなどの対応を行っております。また、羽生市での虐待対応体制方法を各事業所へ周知しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

行田市、加須市、羽生市の 3 市により、「北埼玉障がい者支援協議会」を設置しており、その中で拠点事業についても連携を図りながら、検討していくこととなっております。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

今後の協議の中で、行政もきちんと関わってまいりたいと考えております。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

今後の協議の中で、検討してまいりたいと考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

今後の協議の中で、検討してまいりたいと考えております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

埼玉県内の障害者支援施設については、県で入所調整を行うことで、入所希望者を把握することができます。グループホームの入所希望については、動向を注視し、ニーズを把握してまいりたいと考えております。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

施設入所やグループホームの利用に関しては、第5期羽生市障がい福祉計画においてサービス利用の見込について設定しています。施設の整備計画については、令和元年5月現在、施設入所520床、グループホーム139床と人口あたりのベッド数は、近隣市と比較して整備が進んでいると考えております。今後も、地域の実情に沿った整備について検討してまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

3市（羽生市、行田市、加須市）共同で2箇所の障がい者生活支援センター、また、1箇所の障がい者就労支援センターを設置（委託）しております。センターでは、障がい者やその家族などの相談に応じ、障がい福祉サービスの情報提供や利用の支援、関係機関との調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などの支援をしています。

相談件数は、平成30年度では、3,800件（うち羽生市が1,047件）となっております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県では制度の存続を図るため、この1月から所得制限を導入いたしました。羽生市でも、県の実施要綱に基づき、助成しています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

羽生市では、平成27年1月より市内医療機関での受診は、現物給付方式となっております。

現物給付の広域化につきましては、圏域全体の課題として検討してまいりたいと考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

現時点では、埼玉県の要綱に基づいて実施しておりますので、今後の課題としてまいりたいと考えております。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

生活サポート事業については、平成27年度より難病の方も利用できるよう対象者を拡大し、実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間については、年間150時間としております。時間の拡大については県補助制度の見直しについても要望しながら検討してまいりたいと考えております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障がい者の方は、1時間あたり950円の利用料をいただいております。利用料の軽減策については、県補助金制度の見直しについても要望しながら検討してまいりたいと考えます。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

(2)、(3)と同様に要望してまいりたいと考えております。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度、ガソリン費助成制度ともに、重度心身障がい者の方に対し、社

会生活圏の拡大や経済的負担の軽減などを目的としているものです。平成 31 年 4 月よりガソリン費助成について一部制度の見直しを行い、対象者を療育手帳○A、Aの方にも拡大し、本人運転だけでなく、本人と同居の家族の方が障がい者本人のために運転する場合でも助成の対象となりました。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村との連携を図りながら、県への要望等も行ってまいりたいと考えております。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

避難行動要支援者名簿に登録できるのは、生活の基盤が自宅にある方のうち、75歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている方、療育手帳（㊤・A・B）の交付を受けている方などで、ご自分の力で避難することが困難な方となっています。

ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや、介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、希望があれば、「その他避難支援が必要と認められる方」として登録しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

市内の福祉施設のうち 14 施設を福祉避難所として指定しており、災害時は一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を受け入れることとなっています。

災害時に福祉避難所を利用するには、保健師等による状態確認をする必要があり、今後、各福祉施設の状況を確認し、受入体制等に協議していきたいと考えております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

本市では毎年、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しており、その中で救援物資の仕分けや配布などを行うボランティアを派遣する訓練を行っております。避難生活者に救援物資が届くよう、努めてまいります。

また、災害に備えて、各ご家庭でも 3 日から 1 週間分ほどの食料や必要品の備蓄をしていただくことを推奨しております。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害時、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、避難支援等関係者へ名簿情報を提供できるようになっております。避難支援等関係者として、ボランティア団体、障害者団体、民間の企業等の力をお借りすることは、大変有効であると考えており、地域の民間団体等と連携が図れるよう、検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日現在、待機児童数は0名となっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

1歳児については15名、2歳児については26名の児童数を定員の弾力化により受け入れを行っております。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

認可保育所を増設について、現在予定はございませんが、今後も引き続き待機児童対策に取り組んでまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

保育所等において、育成支援児童の受け入れを可能にするために、補助金制度を設けており、今後も必要な支援が可能となるように努めてまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設の認可移行計画について、現在予定はございません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

私立保育園等においては、各施設からの申請に応じて保育士職員の経験年数等要件による処遇改善を加算しております。また、現在、市内民間保育園等へ民間保育所助成事業の1つとして補助制度を実施しております。

一方、公立保育所の臨時職員につきましても、平成30年4月より賃金の改定を実施しており、処遇改善に努めております。

今後も引き続き、安心、安全な保育運営並びに保育体制の充実化を図るため、保育士職員の処遇改善を推進してまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

給食食材料費（副食費）の実費徴収化については、低所得者世帯または第3子以降の子がいる世帯については、国から示されているとおり、軽減措置を実施する予定であり、子育て世帯へ負担増とならないよう今後も配慮していく予定でいます。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

今後につきましても、安全な保育所等の管理及び運営を促進するとともに、保育士の資質向上につながる研修等施策の推進及び定期的な立ち入り監査に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

児童及びその保護者の家庭環境や状況等を的確に把握しながら保育の格差が生じないように支援してまいります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

令和元年4月1日現在、学童保育室の待機児童は0人です。

引き続き学童保育の受入体制を適正に確保するため、公立及び民間学童保育室においては、「1支援の単位40人以下」、「児童1人当たり1.65㎡以上」が確保できるよう、学童保育室の整備に努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

当市では、公立学童保育指導員の処遇改善を図るため、令和元年度4月より臨時職員の時給額改定を実施しました。また、民間学童保育室についても今まで実施してきた契約内容を見直し、委託料の増額を行いました。

今後につきましても、適正な職員配置体制を確保するとともに、近隣市の動向を踏まえながら、適宜改善を図ってまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

安全かつ衛生的な保育環境を保持し、学童保育室の設備及び運営の向上今後も推進していくため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る規制緩和を行わないよう国や県の意見調整の場等において、意見を挙げてまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

子ども医療費助成制度は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることで、次世代の

健全育成を推進するとともに、少子化の進行を緩和する役割を担う重要な制度です。市では県の補助対象年齢に加えて、15歳到達の年度末まで医療費の自己負担分を助成しています。

支給対象年齢の拡大については、助成対象拡充の検証を行ったうえで、当市の将来的な財政状況等を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

子どもの医療費助成は全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられる事が望ましいことから、引き続き国や県に子ども医療費補助対象年齢の拡充について要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

保護の「しおり」につきましては、必要事項を明記しカウンターの上に置いてあり、住民の皆さんが自由に手に取れるようになっております。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

本市における生活支援につきましては、同一係内で実施している生活困窮者自立支援事業と連携し、専門の相談員が生活に困窮する住民の生活相談を受けております。生活保護をはじめ利用し得る制度について丁寧に分かりやすく説明するよう常に心がけており、引き続き最後のセーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

本市では生活保護の相談者に対し、必ず本人の申請意思を確認し、申請書を交付し、受理をしております。

また、調査におきましても、申請受理後に実施しております。引き続き、相談者の申請意思を尊重し、業務を遂行してまいります。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のための印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

生活保護決定・変更通知書は生活保護受給者の方に、生活保護の決定や生活費の変更をお知らせする重要なものと認識しております。保護の決定や変更があった場合には、通知と合わせて直接、電話や対面で説明し、理解していただけるよう心がけております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

本市では今年度ケースワーカーを1名増員し、社会福祉法で定められた定数を充足しております。

また、埼玉県等の主催する生活保護関係の各種研修会に参加しており、スキルアップに務めております。引き続き、申請者や被保護者に適切なアドバイスができるよう努めてまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

法外援護は生活保護制度を補完する意味で重要なものと認識しております。対象世帯には電話などにより説明させていただいておりますので、しっかりと対応してまいります。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

県で開催される研修会や会議などを通して、国や県に要請していきたいと考えています。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

本市では、生活保護を所管する社会福祉課をはじめ、福祉関係各課が庁舎1階に集約されているため、迅速に集まって相談をしており、常に連携を取っております。

また、生活困窮者自立支援事業と生活保護は同一の係であるため、随時、情報を共有しており、引き続き連携を取りながら、生活保護が利用できる人を除外することなく、生活困窮者自立支援事業を実施してまいります。